

2015年(平成27年)12月17日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会
会長 安富 潔

行政文書公開請求の公開拒否決定に関する異議申立てについて(答申)

2015年(平成27年)7月7日付けで諮問された「公益財団法人湘南産業振興財団運営管理費補助金交付要綱の作成経過(打合せ状況等)が判る以下の起案文書一式・合議(協議開催通知,回答,協議の為の資料,協議内容記録)・審議(審議日時,審議の為の資料,審議内容記録)(但し,要綱制定に係る起案,文書番号233501000133を除く)」の行政文書公開請求に対する公開拒否決定の件について,次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市長(以下「実施機関」という。)が「公益財団法人湘南産業振興財団運営管理費補助金交付要綱の作成経過(打合せ状況等)が判る以下の起案文書一式・合議(協議開催通知,回答,協議の為の資料,協議内容記録)・審議(審議日時,審議の為の資料,審議内容記録)(但し,制定結果の文書番号233501000133を除く)」の行政文書公開請求に対し,2015年(平成27年)6月29日付けで行った行政文書不存在を理由とした行政文書公開拒否決定処分は妥当である。

2 事実

- (1) 異議申立人は2015年(平成27年)6月15日付けで,実施機関に対し,藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。)第10条の規定により「公益財団法人湘南産業振興財団運営管理費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の作成経過(打合せ状況等)が判る以下の起案文書一式・合議(協議開催通知,回答,協議の為の資料,協議内容記録)・審議(審議日時,審議の為の資料,審議内容記録)(但し,制定結果の文書番号233501000133を除く)」の行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

- (2) 実施機関は、本件請求については、要綱制定起案文書にて行っており、特段の打合せ等を行っていないことから、要綱制定起案文書以外には文書を作成しておらず不存在であるとして、異議申立人に対し同月29日付けで、行政文書公開拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は同月30日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、2015年（平成27年）7月7日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条の規定により、本件異議申立てについて諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消すとの決定を求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに口頭意見陳述によると、異議申立ての理由は次のとおりである。

ア 実施機関による本件処分の行政文書公開拒否決定通知書の「拒否する理由」では「合議・審議に係る協議調整は要綱制定起案文書で行っており、特段の打合せ等を行っていない。したがって、要綱制定案文書以外には文書を作成しておらず、本件請求に係る文書は存在しない。」とするが、条例第12条では、「実施機関は、前条第1項の規定により拒否決定をする場合において、公開請求に係る行政文書の全部の公開を拒否する旨の決定をするとき（第9条の規定により公開請求を拒否し、又は公開請求に係る行政文書を実施機関が管理していない場合において、公開を拒否する旨の決定をするときを含む。）、又は一部の公開を承諾する旨の決定をするときは、当該拒否し、又は一部の公開を承諾する理由を前条第2項の書面に併せて記載しなければならない。この場合において、当該理由は、公開を拒否し、又は一部の公開を承諾する根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」とあり、今回の「拒否する理由」は、実施機関の慣例踏襲の独自見解で、根拠規定等の明示がなく、理由付記の要件を欠き不当である。また、実施機関は、2015年（平成27年）6月5日付け行政文書公開承諾決定通知書で開示した「財団法人藤沢市産業振興財団運営管理費補助金交付要綱の制定について（文書番号233501000133）」（以下「公開

文書」という。)では、起案日と決裁日が同日であり、産業振興課 8 名で審議し、他部署間で合議したとの 13 名の担当者の押印があるが、要綱制定結果のみで、1 日で全てが決まったとしていることも不自然である。拒否する理由で「合議・審議に係る協議調整は要綱制定起案文書で行っており、特段の打合せ等を行っていない。」とあるので、協議調整経過が検証できるメモ等は存在するはずである。当該公開請求文書が存在しないとするならば、合議ではなく供覧であり、組織的な文書偽造に近く違法・不当である。

イ 2015 年(平成 27 年)8 月 3 日付け行政文書公開拒否決定に係る非公開理由説明書(以下、「非公開理由説明書」という。)4 頁 2 段落 4 行目では「要綱制定以前は藤沢市補助金交付規則に基づき交付していたものを、全庁的な指導のもとで事業ごとに個別の要綱を制定し交付するように改めたに過ぎず、新たに制度を創設したのではないことから、合議・審議も係る協議調整は特段行っておらず、メモ等も全く存在しない。」とするが、藤沢市補助金交付規則には「10 割以内」との文言がない。実施機関は、なぜ、要綱第 3 条に「10 割以内とする」としたのかの説明がないのは不当である。また、公開文書の起案理由説明では「このことについて、公益上の必要性から設置された(財)藤沢市産業振興財団の経営及び運営について従事する役員は、多くの経営課題を処理するなど、その職務職責の困難性が極めて高いため、当該財団のプロパーが育成される間、行財政経験の豊かな人材がその任につき経営責任の一翼を担ってもらうことが有効かつ合理的である。」とするだけであり、「10 割以内とする」根拠説明はない。「10 割以内とする」では補助金とは言えず、根拠規定を要綱で示すのみである。異議申立人の請求は「10 割以内とする」ことを決定した経過が検証出来る文書であるが、実施機関は、条例第 1 条「この条例は、地方自治の本旨に即した市政を推進する上において、市民の知る権利を保障し、市政を市民に説明する責務を全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、実施機関の保有する情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もつて市政に対する市民の理解を深め、公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。」とある条例の目的を理解せず、本件処分をすることは不当である。

4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書及び口頭意見陳述によると、実施機関が本件処分を行った理由は次のとおりである。

(1) 異議申立人は申立ての理由の中で、条例第 12 条では「(中略)当該理由は、公開を拒否し、又は一部の公開を承諾する根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」とあり、今回の「拒否する理由」は、実施機関の慣例踏襲の独自見解で、根拠規定等の明示がなく、理由付記の要件を欠き不当である。」と主張するが、「藤沢市情報公開条例解釈運用基準」において、同条例第 12 条第 1 項の「行政文書の不存在の理由」についての解釈が示され、「公開請求に係る行政文書を実施機関の職員が作成していないため」とある。前述のとおり、本件に係る「行政文書公開拒否決定通知書」には、この解釈の趣旨に即した詳細な理由を示しており、異議申立人の主張には理由がなく、認容できるものではない。また、異議申立人は申立ての理由において、「公開文書では、起案日 2011 年(平成 23 年)3 月 31 日と決裁日が同日で、産業振興課 8 名で審議、他部署間で合議したとの 13 名の担当者の押印がある。要綱制定結果のみで、1 日で全てが決まったとしていることも不自然である。」と主張しているが、公開文書の文書番号の上二桁が作成年度を示すことから、実際の文書作成は、同年 4 月 1 日以降に行われたものとなる。公開文書における実際の作成日と起案文書の起案日に若干の違いがあることについては、2012 年(平成 24 年)7 月 13 日付け総務部長による各部課等の長宛て「文書事務の適正な執行について(通知)」の「3 起案文書の作成について」の中で「(2)国・県等からの指示や、規則改正など、当該施行日に合わせて起案を行う必要がある場合については、事前に所属長と相談すること。(3)(2)の場合も含め、実際に作成された日と起案文書の起案日及び決裁日が著しく異なる場合は、その理由を起案文書の中に記載すること。」とあり、当該施行日に合わせて起案することが限定的に容認されている。また、同日付けで文書統計課長による各課等の長宛て「起案文書の今後の取扱いについて(通知)」の中では「(1)当該施行日に合わせて起案を行う必要がある場合について」の例示として「効力を遡及させる為のもの」とあり、公開文書も実際の作業日は 2011 年(平成 23 年)4 月 1 日以降だが、効力を遡及させるため施行日を同年 4 月 1 日とし、起案日・決裁日についても同年 3 月 31 日としたものである。また、公開文書に係る実際に作成された日と起案日・決裁日について著しく異なるものではないため、その理由を起案文書の中に記載しておらず、決裁責任者から合議者まで 22 人の決裁を 1 日で終えたかのような結果となってしまったが、実際には決裁を全て終えるまでには数日かかったようである。このような処理を行う場合、先の総務部長による通知には「事前に所属長と相談すること。」とあるが、所属長への相談がされた記録が存在しな

いことから、事前の相談は口頭によるものだったと考える。この点については、若干の事務手続き上の不備はあるものの違法とまでは言えないと思われる。そして、異議申立人の「合議・審議に係る協議調整は要綱制定起案文書で行っており、特段の打合せ等を行っていない。とあるので、協議調整経過が検証できるメモ等は存在するはずである。」との主張についても、要綱制定以前は藤沢市補助金交付規則に基づき交付していたものを、全庁的な指導のもとで事業ごとに個別の要綱を制定し交付するように改めたに過ぎず、新たに制度を創設したのではないことから、合議・審議に係る協議調整は特段行っておらず、メモ等も全く存在しない。また、異議申立人は「当該公開請求文書が存在しないとするならば、合議でなく供覧であり、組織的な文書偽造に近く違法・不当である。」とする主張には理由がなく、根拠も存在しないことから、認容できるものではない。

よって、実施機関による本件処分に違法ないし不当はなく、異議申立人の主張には理由がないことから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関の主張に基づき審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件対象文書について

異議申立人の本件請求の趣旨は、要綱第3条に「10割以内とする」とした根拠のわかるものとして「公益財団法人湘南産業振興財団運営管理費補助金交付要綱の作成経過（打合せ状況等）が判る以下の起案文書一式・合議（協議開催通知、回答、協議の為の資料、協議内容記録）・審議（審議日時、審議の為の資料、審議内容記録）（但し、制定結果の文書番号 233501000133 を除く）」の行政文書の公開を求めるというものである。

(2) 本件処分について

ア 実施機関は、合議・審議に係る協議調整は要綱制定起案文書で行っており、特段の打合せ等を行っていない。したがって、要綱制定起案文書以外には文書を作成しておらず、本件請求に係る行政文書は存在しないことから不存在であるとして、本件処分を行った。

イ これに対し、異議申立人は、実施機関が処分時に行った処分理由説明は実施機関の慣例踏襲の独自見解で、根拠規定等の明示がなく、条例第12条の理由付記の要件を欠き不当であると主張している。

ウ さらに、異議申立人は、本件公開文書では、協議調整経過が検証できるメ

メモ等は存在するはずであり、当該公開請求文書が存在しないとするならば、合議ではなく供覧であり、組織的な文書偽造に近く違法・不当であると主張している。

エ これに対して、実施機関によれば、藤沢市情報公開条例解釈運用基準において、同条例第12条第1項の「行政文書の不存在の理由」についての解釈の趣旨に即した詳細な理由を示しており、また、協議調整経過が検証できるメモ等は存在するはずであるとの主張についても、要綱制定以前は藤沢市補助金交付規則に基づき交付していたものを、全庁的な指導のもとで事業ごとに個別の要綱を制定し交付するように改めたに過ぎず、新たに制度を創設したのではないことから、合議・審議に係る協議調整は特段行っておらず、メモ等も全く存在しない、とのことである。

オ 以上のことからすると、要綱制定起案文書以外に起案及び決裁を行った文書は不存在であるとする実施機関の主張については、必ずしも不合理もしくは不自然な点はないものと認められる。

カ したがって、本件請求に対する行政文書は存在しないとする実施機関の処分は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2015. 7. 7	実施機関から審査会へ諮問書の提出
7.10	審査会から実施機関へ非公開理由説明書の提出要請
8. 3	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
8. 7	審査会から異議申立人へ非公開理由説明書の写しの送付
8.10	異議申立人から審査会へ意見書の提出
8.12	審査会から実施機関へ異議申立人の意見書の写しの送付
9.17	異議申立人への意見聴取
10.26	実施機関への意見聴取
10.26	審議
12.17	答申

第15期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2014年2月1日～2016年1月31日)

氏名	役職名等
安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授
小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
中津川 彰 (2015年11月18日辞任)	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授

会長 職務代理者